

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年3月30日（火）

8：17～8：32

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣

麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）

上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）

茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）

萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）

田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）

野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）

梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）

加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）

平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）

小此木 八 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

丸 川 珠 代 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪 席 者：坂 井 学 内閣官房副長官

岡 田 直 樹 内閣官房副長官

杉 田 和 博 内閣官房副長官

近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 7 件

○国会提出案件 3 件

○公布（条約） 1 件

○公布（法律） 9 件

○政令 8 件

○人事 2 件

○報告 1 件

○配布 1 件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「地域再生基本方針」の一部変更について、御決定をお願いいたします。本件は、地方創生整備推進交付金の措置対象施設の拡充に伴い、特定有人国境離島に位置する重要港湾の港湾施設を措置対象施設として追加する等の変更を行うものであります。

次に、「犯罪被害者等基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、国家公安委員会委員長から御発言があります。

次に、「令和3年度予算執行に関する手続等」について、御決定をお願いいたします。本件は、26日に成立した「令和3年度予算」の執行に関し、会計法に基づき、必要な事項を定めるものであります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の一部返還等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、沖縄総合事務局が整備工事に伴う道路敷地等として使用するため、沖縄県金武町の「金武ブルー・ビーチ訓練場」の一部土地が返還されるもの等、計8件であります。

次に、質問主意書に対する答弁書3件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部改正法」外4件が、26日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「新型インフルエンザ等対策推進会議令」は、同会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令」は、同法の施行に伴い、過疎地域の要件等を定めるものであります。

次に、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令の一部を改正する政令」は、最近の為替相場等の事情を勘案して、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等の改定を行うものであります。

次に、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」は、認定特定植栽事業者に対する林業・木材産業改善資金の償還期間を12年以内とするものであります。

次に、「経済産業省組織令の一部を改正する政令」は、同省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房の課の所掌事務及び名称の変更等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、内閣官房人事といたしまして、内閣審議官山崎重孝の皇位継承式典事務局長を解くことを承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、岩下肇外210名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について、御決定をお願いいたします。

次に、「官民人事交流」に関する報告があります。本件は、官民人事交流法に基づき、人事院から国会及び内閣に対して報告されたものであり、令和2年中の国の機関から民間企業への新規派遣が11府省35人、民間企業から国の機関への新規採用が19府省248人実施されたことが記述されております。

次に、配布資料といたしまして、「労働力調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。インドネシアとの間で「防衛装備品及び技術移転協定」に署名すること並びに「円借款の供与に関する書簡」を交換することについて、御決定をお願いいたします。「防衛装備品及び技術移転協定」は、防衛力強化のための事業等を実施するために必要な防衛装備品及び技術の移転に関する法的枠組みについて定めるものであり、「円借款の供与に関する書簡」は、「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン」に、500億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、本日の署名及び書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、準備のための案件といたしまして、年度内に公布を要する法律、条約及びその関連政令について、あらかじめ御決定をお願いいたします。これらは、当該法律等の成立を条件に決定するもので、それまでの間、不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、「在日米軍駐留経費負担特別協定を改正する議定書」の締結及び公布について、御決定をお願いいたします。本条約は、明日の参議院本会議において、可決成立する予定であります。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正法」外3件の法律は、明日の参議院本会議において、可決成立する予定であります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正法の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令」は、小学校の少人数学級を計画的に整備する観点から、令和7年3月までに第2学年から第6学年までを段階的に35人とするに当たり、令和3年度は、新たに第2学年を35人とし、第3学年から第6学年を40人とするものであります。

次に、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、同法の施行に伴い政令で定める事業は漁場特定事業となることから所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「踏切道改良促進法等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、踏切道の改良のために必要な道路の改築に関する国の負担・補助割合の特例等について定めるものであります。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、国家公安委員会委員長。

○小此木国務大臣：犯罪被害者等基本計画の変更について御説明申し上げます。犯罪被害者等基本計画は、犯罪被害者等基本法に基づき定めるもので、現行の第3次犯罪被害者等基本計画の期間が令和2年度末までであることから、新たな基本計画と

して、第4次犯罪被害者等基本計画を定めるものであります。本計画では、犯罪被害者等の生活再建に向けた支援や、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援を一層強化していくことなどを盛り込んでおります。犯罪被害者等施策は、国、地方公共団体、民間団体等が連携して取り組むべき重要な課題であります。閣僚の皆様におかれましては、引き続き、各種施策の着実な推進をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：令和3年度予算につきましては、3月26日に成立致しました。ここに改めて各位の御協力に対し感謝申し上げます。この機会に予算の実施につきまして、一言申し上げます。令和3年度予算は、令和2年度第3次補正予算と合わせ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に万全を期しつつ、グリーン化、デジタル化など中長期的な課題に着実に対応していく予算です。国民の命と生活を守り、次の成長の原動力を創りだしていくため、閣僚各位におかれましては、先日の総理の御指示を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、迅速かつ着実に執行を進めていただきますよう、お願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、総務大臣。

○武田国務大臣：本日、労働力調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。2月の就業者数は6,646万人と、1年前に比べ45万人減少し、11か月連続の減少となりました。また、就業者のうち、休業者数は228万人と、前月に比べ16万人の減少となりました。季節調整値で前月からの増減をみると、就業者は3万人の増加、完全失業者は前月と同数となりました。完全失業率は2.9%と、前月と同率となりました。新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き大きく現れており、今後も十分に注視してまいります。

○加藤国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○田村国務大臣：令和3年2月の有効求人倍率は、季節調整値で1.09倍と、前月を0.01ポイント下回りました。また、正社員有効求人倍率は0.82倍と、前月を0.03ポイント上回りました。求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、求人が弱含んでおり、求職者が引き続き高水準にあることもあいまって、厳しさがみられます。有効求人倍率が1倍を下回る地域がある等、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要があると考えています。先般策定された「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」に盛り込まれた施策を着実に実施するなど、今後とも、雇用と生活をしっかりと守るため、全力を尽くしてまいります。

○加藤国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、総務大臣。

○武田国務大臣：総務省では、行政評価等について、来年度に取り組むべき事項を取りまとめた「令和3年度行政評価等プログラム」を決定いたしました。令和3年度は、頻発する大規模災害への行政の対応を扱う「自衛隊の災害派遣」、「農業分野における災害復旧の迅速化」など、13のテーマについて調査を実施します。また、

先日の政策評価審議会の提言を踏まえ、政策評価が形式的な作業に陥らず、政策の改善により活用されるよう、評価プロセスの見直しに取り組んでまいります。いずれの取組も各府省の理解を得ながら、また、連携をとりながら進めてまいります。各大臣の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○加藤国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：先程の閣議で、令和3年度予算の迅速かつ着実な執行についてお願いしたところですが、予算の執行に当たっては、効率的かつ適切に行われることも重要です。財務省におきましては、予算が効率的・効果的に執行されているかを調査し、その結果を予算編成等に活用する予算執行調査を行っており、この度、令和3年度においては計39件の調査を実施することといたしました。調査の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案しつつ進めてまいりますので、閣僚各位におかれましては、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○加藤国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 ( 令和 3 年 )  
( 3 月 30 日 ) ( 火 )

◎ 一 般 案 件

- 資 料 あり ○ 地域再生基本方針の一部変更について (決定)  
(内閣府本府)
- 〃 ○ 犯罪被害者等基本計画の変更について (決定)  
(警察庁)
- 〃 ○ 令和 3 年度予算執行に関する手続等について  
(決定) (財務省)
- 〃 ○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び  
 安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに  
 日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」  
 第 2 条に基づく施設及び区域の一部返還, 共同使  
 用及び追加提供について (決定) (防衛省)

◎ 国 会 提 出 案 件

- 資 料 あり ○ { 1. 参議院議員伊藤孝恵 (民主) 提出官僚の働き  
 方に関する質問に対する答弁書について  
(決定) (内閣官房)
1. 衆議院議員丸山穂高 (無) 提出新型コロナウイルス  
 感染症療養者及び濃厚接触者等の選挙  
 権行使に関する質問に対する答弁書について  
(決定) (総務省)
1. 衆議院議員西村智奈美 (立民) 提出労働契約  
 法第 18 条「無期転換ルール」の実態に関す  
 る質問に対する答弁書について (決定)  
(厚生労働省)

◎ 公 布 ( 法 律 )

- 資 料 な し ☆ { 1. 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置  
 法の一部を改正する法律 (決定)
1. 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特  
 別措置法の一部を改正する法律 (決定)
1. 財政運営に必要な財源の確保を図るための公  
 債の発行の特例に関する法律の一部を改正す  
 る法律 (決定)

1. 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（決定）

◎政 令

資料あり

- 新型インフルエンザ等対策推進会議令（決定）  
（内閣官房）
- 〃 ○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（決定）  
（総務・財務・厚生労働・農林水産・国土交通省）
- 〃 ○ 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額，住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（決定）  
（外務省）
- 〃 ○ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（農林水産省）
- 〃 ○ 経済産業省組織令の一部を改正する政令（決定）  
（経済産業省）

◎人 事

資料あり

- 各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）
- 〃 ☆ 元検事岩下 肇外 210 名の叙位，叙勲又は紺綬褒章授与等について（決定）

◎報 告

資料あり

- ☆ 官民人事交流に関する人事院の年次報告（令和 2 年）について  
（内閣官房）

◎配 布

- ☆ 労働力調査報告  
（総務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件 名 外 案 件

〔 令 和 3 年  
3 月 30 日 〕 ( 火 )

◎ 一 般 案 件

- 資 料  
な し
- 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府と  
インドネシア共和国政府との間の協定の署名につ  
いて ( 決定 ) ( 外務省 )
  - 〃 ○ 円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア  
共和国政府との間の書簡の交換について ( 決定 )  
( 同上 )

[ ○ 署名あり ☆ 署名なし ]

資料あり ○ ◎一般案件  
 ○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安  
 全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日  
 本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2  
 4条についての新たな特別の措置に関する日本国  
 とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書  
 の承認について (決定) (外務省)

資料なし ☆ ◎公布 (条約)  
 ☆ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安  
 全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日  
 本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2  
 4条についての新たな特別の措置に関する日本国  
 とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書  
 (決定) (外務省)

資料なし ☆ ◎公布 (法律)  
 ☆ { 1. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定  
 数の標準に関する法律の一部を改正する法律  
 (決定)  
 1. 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律  
 (決定)  
 1. 有明海及び八代海等を再生するための特別措  
 置に関する法律の一部を改正する法律  
 (決定)  
 1. 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法  
 律 (決定)

資料あり ○ ◎政 令  
 ○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の  
 標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に  
 伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政  
 令 (決定) (文部科学・財務省)

資料  
あり  
資あり

- 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）  
（農林水産省）
- 〃 ○踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（決定）  
（国土交通・財務省）

[○署名あり ☆署名なし]